

## 八王子市安全・安心まちづくり指針（現行）

### 基本指針

市民・防犯団体・事業者・市・警察が主体的に進めている安全・安心のまちづくりの取り組みを尊重しつつ、犯罪防止のため、相互の連携を深め、より効果的・総合的な活動に発展させる。

#### 1. ハード面の対策

犯罪の発生を未然に防ぐために、住宅、学校、公園や道路などの構造・設備等の点検を行い安全の確保を図るとともに、防犯設備の改善に向けた防犯情報の提供を行い防犯性の高い建物の普及を促し、犯罪に強いまちの環境を整備する。

##### (1) 住宅対策

犯罪の発生を未然に防ぎ、安全で安心した生活が営めるよう、東京都が策定した「住宅における犯罪防止に関する指針」に沿い、防犯効果の高い住宅の普及に努める。

- (ア) 既存の住宅については、警察署に協力を求めながら「防犯対策」についての情報提供をするとともに、防犯診断を促すなど防犯効果が向上するよう積極的に推進する。（暮らしの安全安心課、住宅対策課）
- (イ) 新たに住宅を建設する市民等に防犯の必要性を訴えるリーフレットを配布するとともに、東京都が実施している防犯対策を講じた住宅建設に対する特別融資制度の周知・利用を図り、防犯性の高い住宅の建設を促進する。（建築指導課）
- (ウ) 共同住宅の死角をなくすために、樹木の適正な植栽位置や定期的な剪定を

管理者に求めるとともに、共用廊下や玄関等に死角となる物が置かれることのないように、管理団体や入居者に協力を求め、見通しの確保に努める。  
(暮らしの安全安心課、住宅対策課、環境保全課)

- (エ) 別途定める基準に基づく宅地開発においては、事業者へ安全・安心まちづくりの視点に立った計画の徹底を図る。(開発指導課)

## (2) 事業・商業施設等の防犯対策

施設及び敷地の安全対策については、警察の協力を得て、地域で共同して点検、検証し、店舗等の防犯力を高め、安心して買物ができる商店街づくりを促進する。

- (ア) 別途定める基準に基づく建物を新築等する場合、建築確認または開発指導の事前協議の際に、犯罪を防止するための設備の設置等について管轄警察署長と協議するよう指導し、防犯力の高い建物の普及を目指す。(開発指導課、建築指導課)
- (イ) 既存施設所有者・管理者に対し、安全面・防犯面の対策を講ずるよう情報提供等により促すとともに、特に、商店街内の施設においては、防犯カメラなど防犯機器の設置を促進し、犯罪の未然防止に努めるよう指導する。(暮らしの安全安心課、産業政策課)
- (ウ) 商店街内の施設における空き店舗については、侵入による放火などの危険性や青少年などの溜まり場となることから、施錠するなどして環境整備に努めるよう指導する。(暮らしの安全安心課、防災課、産業政策課)
- (エ) 安心して歩ける商店街に向けて、安全パトロールの実施や街路灯の保守点検及び必要に応じた修繕について積極的に働きかけ犯罪の発生しにくい環境づくりに努める。また、防犯対策イベントの実施についても働きかけを行なう。(産業政策課)

### (3) 道路・公園等の安全対策

東京都が策定した「道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場に関する防犯上の指針」に基づき犯罪性の高い道路等の環境整備を図るとともに、公園、通学路など、暗く見通しの悪い場所はないか、危険な個所はないか、犯罪防止の観点から点検して安全を確保する。

- (ア) 町会、自治会等が設置している防犯灯について電気料の助成を行なうとともに、増設への支援及び効果的な配置などの適切なアドバイスを行なう。(協働推進課)
- (イ) 公共的な公衆トイレを清潔に保ち夜間は周辺を明るくするなど、環境整備に努める。(公園課、道路事業部管理課)
- (ウ) ひったくりなどの犯罪を未然に防止し、歩行の安全を確保するためにガードレール、歩道さく、植栽などにより歩道と車道とを分離するよう努める。(道路事業部計画課・建設課)
- (エ) 街路樹や公園の樹木を剪定するとともに、街路灯・照明灯を設置することにより、道路や公園の見通しを確保し、犯罪の発生しにくい環境に努める。(協働推進課、公園課、道路事業部計画課・建設課)

### (4) 公共施設の安全点検

小中学校をはじめとする公共施設について、犯罪防止の観点から点検を行い、安全の確保に努める。  
併せて施設管理面からも安全性の向上に努める。

- (ア) 市内小中学校にあつては、八王子市教育委員会が定めた「学校事故対応マニュアル」に沿って安全への万全の配慮をするとともに、安全点検などを計画的・組織的に実施する。(学校教育部)
- (イ) 市内小中学校にあつては防犯対策に考慮した設備の改修に努め、学校の安

全を確保する。(学校教育部)

(ウ) 公共施設については、随時防犯に関する安全点検を実施し、犯罪発生時の対策についてマニュアル化するなど、市民の安全確保に努めるとともに、犯罪の未然防止、危険回避、拡大の防止を図る。(市民活動推進部、財務部、市民部、健康福祉部、こども家庭部、産業振興部、環境部、まちなみ整備部、道路事業部、下水道部、水道部、学校教育部、生涯学習スポーツ部)

(エ) 幼稚園、保育園、児童館、学童保育所においては、出入り口を施錠するよう心がけ、可能な限り玄関脇にインターホンを設置するか、事務室を見通しのきく場所に配置するなどして、不審者の侵入を未然に防ぐよう指導する。(子育て支援課、児童青少年課)

(オ) 非常通報装置が設置されている施設にあつては、定期的に訓練を実施し、職員に同通報装置システムを熟知させ、突発的な事態に適切に対応出来るよう徹底する。(こども家庭部、学校教育部)

## (5) 防犯カメラの設置

防犯団体等が進める繁華街における防犯カメラの設置については、個人のプライバシー保護を十分配慮した管理運営を行うよう指導するとともに、運営費助成など必要な支援を行う。(暮らしの安全安心課)

## 2. ソフト面の対策

**犯罪を防ぐには、一人一人の防犯意識の向上と地域あげでの取り組みが不可欠である。また、コミュニティ活動を生かした運動の展開により防犯に対する地域力の向上を図る。**

### (1) 防犯意識の向上

(ア) 高齢者、障害者に対する防犯対策の推進

高齢者や障害者を犯罪から守るために、地域の支援者の協力を得て、防犯に関する助言や情報提供などを行い、防犯意識の向上を図る。(高齢者

支援課、高齢者相談課、障害者福祉課)

- 「見守りネットワーク」を活用しての防犯に関する情報提供や助言
- 在宅介護支援センターによる、一人暮らし高齢者に対する相談の実施
- 訪問ふれあい員による高齢者に対する防犯に関する情報提供や助言
- 「電話相談事業」により高齢者に対する防犯に関する情報提供や助言
- 訓練等施設職員や障害者相談員による障害者に対する防犯情報の提供や助言

(イ) 防犯講習会の促進

防犯に関する出前講座の開催を、町会・自治会や老人会など地域の団体に促すとともに、警察と連携しながら、防犯意識向上に向けた「防犯講習会」を実施する。(暮らしの安全安心課)

(ウ) 「八王子市防犯の日」の設定

防犯の日を設定し、講演会や訓練を実施することにより、防犯意識の高揚を図るとともに、地域での防犯活動の展開を促す。(暮らしの安全安心課)

(エ) 放置自転車防止の指導や啓発に努めるとともに、短時間の買物などの駐輪について、商業者と連携した対策を検討する。(交通事業課)

**(2) コミュニティー活動の推進**

(ア) 「自分たちのまちは自分たちで守る。」という防犯意識を、実践例を示すなどして醸成し、地域の防犯力を高め、犯罪を未然に防ぎ安全で安心できるまちなの実現を図る。(協働推進課、暮らしの安全安心課)

(イ) 市民活動活性化の啓発事業において、「安全・安心まちづくり」をテーマとした実践例を市民に紹介し、安全・安心まちづくりに向けた活動の輪を広げる。(協働推進課・暮らしの安全安心課)

(ウ) 挨拶運動などのコミュニティー活動の促進を図り、地域の防犯力を高め、犯罪を未然に防ぎ、安全な地域社会を形成する。(協働推進課、暮らしの安全安心課)

### (3) 青少年を取り巻く環境づくり

- (ア) 家庭、学校、地域の連携を強化し、地域の環境浄化活動に取り組むとともに、大人自身が青少年の規範となるような行動を示すなど、青少年の健全な育成を図る。(児童青少年課)
- (イ) 青少年団体の指導者や育成者などの地域での人材育成を支援するとともに、相談機能の充実や活動情報の提供に努める。(児童青少年課・教育センター)
- (ウ) 青少年が余暇時間を自由に過ごせる「居場所」を地域の協力を得ながら確保し、青少年の健全育成に努める。(子ども家庭部・学校教育部・生涯学習スポーツ部・市民活動推進部)

### (4) 学校等における安全対策

- (ア) 学校における児童・生徒の安全を確保するために、東京都が策定した「学校等における児童等の安全確保に関する指針」に基づき安全教育などを実施する。(学校教育部)
- (イ) 教師や学校関係者に対する、防犯講習会〔杖術やさす股など〕を実施することで、安全管理の徹底に努める。(学校教育部)
- (ウ) 保護者や市民の参加の下、警察と連携してセーフティ教室を計画的に小・中学校全校で開催し、家庭・学校・地域の連携による犯罪防止教育を推進し、児童・生徒の健全育成を図る。(子ども家庭部、学校教育部)
- (エ) 児童・生徒に対し防犯ブザーを配布するとともに、緊急時の対処方法についての徹底を図り、犯罪の未然防止に努める。(学校教育部)
- (オ) 学校(児童・生徒)、PTA、地域関係者が一体となり、児童・生徒の目線に立った通学路を中心とした安全マップを作成する。(学校教育部)
- (カ) 児童・生徒を狙った犯罪が発生しやすい環境を調査してマニュアルを作

り市民に配布する。(こども政策課、児童青少年課)

- (キ) ピーポくんの家の登録拡大を図るとともに、市民センターを始めとする公共施設を児童・生徒の緊急時の駆け込み先と位置付け、学校と連携して児童・生徒の安全を確保する。(市民活動推進部、学校教育部)
- (ク) P T Aや学校安全ボランティア等による児童・生徒の登下校時に合わせたパトロール活動を推進し、通学路の安全を確保する。(学校教育部)
- (ケ) 学校と子どもの安全対策等について、学校、市、地域団体等が協議する場を設け、子どもを取り巻く環境の安全を図る。(学校教育部)

## (5) 防犯パトロールの強化

- (ア) 町会・自治会、防犯協会、P T Aなど、各種団体が自主的に活動を進めているパトロールをより効果的に調整するとともに、防犯情報の提供や用具を支給するなどして、パトロール実施団体の拡大を図り、犯罪が発生しにくい環境づくりを促進する。(暮らしの安全安心課)
- (イ) 日常業務でまちに出る職員が、本来業務に加えて、不審者や不法投棄などの発見に努め、まちの安全を図る。(全庁的取組)
- (ウ) つきまとい勧誘行為防止重点区域におけるパトロール体制を強化するとともに、パトロール方法も工夫し、この区域の環境浄化を図り、安全で快適なまちをつくる。(暮らしの安全安心課)
- (エ) 商店街内のパトロール(地域町内との連携)や防犯対策運動及び犯罪に関する緊急時の各店舗の対応について、各商店街へ依頼する。(暮らしの安全安心課、産業政策課)
- (オ) パトロールカーにより、犯罪発生多発地区などにおけるパトロールや広報啓発活動を実施し、まちの安全を図るとともに、防犯意識の向上を図る。(暮らしの安全安心課)
- (カ) 青少年の溜まり場となるような、苦情が多い公園にあっては、人通りが少なくなる夜間帯を中心にパトロールに努めるとともに、公園を利用してい

る地域の方々にもパトロールの協力を求めるなど、公園の適正な管理に努める。(公園課)

## (6) 防犯情報の提供

(ア) ファックスやメールにより、地域団体等との情報ネットワークを活用して、迅速でタイムリーな情報提供を継続するとともに、携帯電話を利用した情報提供方法について検討する。(暮らしの安全安心課)

(イ) 広報、ホームページなどにより、市民に犯罪・防犯情報を積極的に提供し、防犯意識の高揚を図るとともに、外国人に対する情報提供にも努める。(暮らしの安全安心課)

(ウ) 緊急に全市に広報すべき情報や生命に係わる事案について、防災行政無線の活用を図り、市民の安全確保に努める。(暮らしの安全安心課、防災課)

## (7) その他

地域安全を活動分野にしている NPO 団体との連携を強化し、協働して防犯活動を展開する。(協働推進課、暮らしの安全安心課)



# 安全対策の体系

